

質疑回答事項通知書

業者各位

令和2年12月4日～令和2年12月8日入札執行の予定である「令和2年度高鷲排水区下水道工事(第602工区)」の仕様について質疑がありましたので、下記のとおり通知いたします。

質疑事項

No.	質疑事項	回答
1	役務費の借地料とは、M.2立坑築造地の駐車場及び代替駐車場に要する費用でしょうか？その費用をご教示下さい。 又、現地を確認したところ、3台分の駐車スペースの確保がされていましたが、代替の駐車場は3台分でしょうか？	発進立坑北側に位置する地元町会用地を代替駐車場とします。それに関わる費用を借地料としています。
2	特記仕様書第4章【公害対策関係】2. 工事の施工に伴う振動等の為、第三者に被害を及ぼすことが懸念される場合は、受注者においても家屋事前調査等必要措置を講じること。と記載されていますが、その費用は設計変更の対象となりますか？	本市実施の家屋事前調査範囲では不足があり、相当の根拠がある場合には協議によるものとします。
3	特記仕様書第4章【公害対策関係】6. 工事排水を公共用水域へ排水する場合は、受注者の責任でもって、濁水の処理等排水基準に適合するよう必要な措置を受注者の負担で講じること。と記載されていますが、ウォータージェット併用油圧圧入工の際に生じる泥水は一部を再利用、一部を産業廃棄物として処理する必要がありますが、その際の費用(濁水処理機及び泥水運搬処分)は設計変更の対象となりますか？	協議によるものとします。
4	設計書－55号明細書－交通管理工の交通誘導警備員Bの設計上の数量をご教示下さい。	本市積算における工期算定に基づき算出したそれぞれの期間において必要相当の員数を計上しています。
5	積算単価の採用月をご教示下さい。	令和2年7月です。
6	設計書－25号明細書－油圧圧入引抜工について、鋼矢板切断工の35.1mの算出根拠をご教示下さい。	設計図面13/20及び特記仕様書第7章2.に基づいて算出しています。
7	設計書－25号明細書－油圧圧入引抜工について、設計上の仮設材の一式の内訳および損料期間をご教示下さい。	令和2年度版国土交通省土木工事標準積算基準書(共通編)第5章⑥によります。 また工期算定に基づいた必要相当期間としています。
8	設計書－73号代価表－機械投入埋戻工について、改良土4t車(工場渡し)とありますが現場までの運搬費については設計変更の対象でしょうか？	協議によるものとします。

9	産業廃棄物(泥水、コンクリート塊)の処分について、設計上の処分先をご教示下さい。	特記仕様書第5章6.によります。
10	設計書-31号明細書-アルミ矢板土留について、設計上の仮設材の一式の内訳および損料期間をご教示下さい。	令和2年度版国土交通省土木工事標準積算基準書(共通編)第5章⑥によります。 また工期算定に基づいた必要相当期間としています。
11	設計書-197号代価表-コンクリート表面処理工について、泥水の運搬処分は含まれてますでしょうか？	含まれています。
12	設計書-126.127号代価表-不陸整形について、補充材が工場渡しで積算されていますが現場までの運搬費については、設計変更の対象でしょうか？	協議によるものとします。
13	設計書-55号明細書-交通管理工について、設計上の交通誘導警備員Bの配置箇所および一日当たりの配置人数をご教示下さい。又、関係官署や地元等により、条件が変更となる場合には設計変更の対象でしょうか？	本市積算における工期算定に基づき算出したそれぞれの期間において必要相当の員数を計上しています。 必要と判断した場合については協議するものとします。
14	設計書-56号明細書-仮設材運搬費について、一式の内訳をご教示下さい。	令和2年度版国土交通省土木工事標準積算基準書(共通編)第2章②、2-21によります。
15	推進工事標準仕様書 第1章 推進工事一般 5条 鋼製ケーシング式立坑(2)に、架空線が支障となる場合は請負者負担において、防護措置或いは支障移転することと記述されているが、その費用は設計変更の対象となるのでしょうか。ご教授お願い致します。	架空線所有事業者との協議の結果、請負者が必要と判断した場合には協議するものとします。
16	推進工事標準仕様書 第2章 薬液注入工 1条 事前調査に記述されている調査の費用は設計変更の対象となるのでしょうか。ご教授お願い致します。	当該標準仕様書に記載のとおりです。
17	特記仕様書 1枚目に『本工事において配置される、現場代理人、主任技術者または監理技術者は、同規模以上のシールド工事または推進工事を直接指揮監督し、経験豊富で熟練された技術者でなければならない。』と記載されていますが、配置できない場合は、技術者として配置すればよろしいでしょうか。ご教授お願い致します。	特記仕様書に記載のとおりです。
18	特記仕様書「はじめに」の項目に「M.2 立坑築造地は、現在自治会所有の駐車場となっているため代替駐車場を確保すること。」とあり、57号明細書で「代替駐車場代1式」が計上されていますが、必要な台数は何台分ですか。また、期間は何か月間見込まれていますか。	発進立坑北側に位置する地元町会用地を代替駐車場とします。それに係る費用を借地料としています。 なお、工期算定に基づいた必要相当期間としています。

19	24号、27号、34号、53号、61号、63号明細書で「発生土運搬工(片道1km)」となっていますが、残土の仮置場(用地)が1kmに確保されていると考えてよろしいでしょうか。また、仮置き借料は契約後、設計変更にてご対応していただけたらと考えてよろしいでしょうか。	積算は仮置場(1km)で算出しています。
20	24号、27号、34号、53号、61号、63号明細書で「発生土運搬工(片道1km)」と「残土処分工(仮置場→処分地5km)」となっていますが、「残土の仮置場での残土受け入れ地での処理」の費用と「仮置場での残土の積込」費用が計上されていません。契約後、設計変更にてご対応していただけたらと考えてよろしいでしょうか。	特記仕様書第5章4.に記載のとおりです。
21	9号明細書「掘進機解体工」について、掘進機は到達立坑より一体回収せず、外郭部を残置する「既設構造物直接到達型 外筒残置式」方法と解釈すればよろしいですか。	そのとおりです。
22	55号明細書「交通誘導警備員B」は何名計上されていますか。ご教示お願いいたします。	本市積算における工期算定に基づき算出したそれぞれの期間において必要相当の員数を計上しています。
23	57号明細書 借地料 代替駐車場代 1式 ・借地面積及び借地期間をご教示願います。	発進立坑北側に位置する地元町会用地を代替駐車場とします。それに係る費用を借地料としています。
24	55号明細書 交通管理工 交通誘導員B ・交通誘導員数、交通誘導員の配置が必要な工程をご教示願います。	本市積算における工期算定に基づき算出したそれぞれの期間において必要相当の員数を計上しています。
25	泥濃式推進工について ・曲線推進ですが、推力等を鑑みて中押しは必要ないと考えてよいでしょうか。ご教示願います。	そのとおりです。
26	25号代価表 照明設備及び低圧電気料金 ・詳細内容をご教示願います。	仮設電力費用の積算を行い、必要とされる契約期間で受電設備費用を算出しています。 設備容量は参考とした工法における機械設備に基づき算出しています。
27	配置技術者の資格について 入札説明書では特に指定はありませんが、推進工事標準仕様書・第1章推進工事一般1条(3)には推進工事技士の資格を有するとあります。また特記仕様書・前文には、同規模以上の以上のシールド工事または推進工事の・・・技術者と明記されていますが、配置技術者にはその資格が必要となるのでしょうか。ご教示願います。	特記仕様書に記載のとおりです。 なお、本工事における各種の推進工法の施工に当たり常駐する専任の技術者は推進工事技士の資格を有するものとします。

28	<p>特記仕様書 1枚目に『本工事において配置される、現場代理人、主任技術者または監理技術者は、同規模以上のシールド工事または推進工事を直接指揮監督し、経験豊富で熟練された技術者でなければならない。』と記載されていますが、入札公告の入札参加資格にはこの様な記載はありません。契約時には上記の技術者を配置することが必要なのでしょうか。ご教授お願い致します。</p>	<p>特記仕様書に記載のとおりです。</p>
29	<p>55号明細書 交通誘導員の総人数をご教授お願い致します。</p>	<p>本市積算における工期算定に基づき算出したそれぞれの期間において必要相当の員数を計上しています。</p>
30	<p>57号明細書 代替駐車場の期間と価格をご教授お願い致します。</p>	<p>発進立坑北側に位置する地元町会用地を代替駐車場とします。それに関わる費用を借地料としています。</p>
31	<p>泥濃式推進工、圧入継施工(ウォータージェット併用)、鋼製さや管推進工、薬液注入工等で必要となる工事用水はどのように供給するのか、ご教授お願い致します。</p>	<p>受注者において、確保してください。</p>
32	<p>25号明細書 油圧圧入引抜工(ウォータージェット併用)の施工の際に発生する排水はどのように処理するのか、ご教授お願い致します。</p>	<p>協議によるものとします。</p>